



2021年1月7日

各位

会社名	セルソース株式会社
代表者名	代表取締役社長 裙本 理人
コード番号	4880 東証マザーズ
問合せ先	執行役員 経営管理本部長 大西 勝二 TEL 03-6455-5308

当社の従業員に対するストックオプション（新株予約権）の 発行に関するお知らせ

当社は、2020年1月28日開催の定時株主総会決議に基づき、2021年1月7日開催の取締役会において、会社法第236条、第238条及び第240条の規定により、当社の従業員に対し、下記の通り第8回セルソース株式会社新株予約権（以下「新株予約権」という。）を発行することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 特に有利な条件で新株予約権を発行する理由

中長期的な当社の企業価値の増大を目指すにあたり、当社の事業活動の推進及び業績向上を図ることを目的として、当社の従業員を対象として新株予約権を無償で発行するものとします。

なお、本新株予約権がすべて行使された場合、2021年1月7日現在の発行済株式総数6,146,400株に対し、最大で0.04%の希薄化が生じます。しかしながら、本新株予約権は、当社の企業価値の株主利益の利益向上に資するものであり、既存株主の利益にも貢献できるものと認識しております。従いまして、本新株予約権による株式の希薄化への影響は合理的な範囲内のものと考えております。

2. 新株予約権の内容

(1) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個の目的である株式の数は100株とします。なお、割当日後、当社が株式の分割（株式の無償割当を含む。以下同じ。）または株式の併合を行う場合、次の算式により目的である株式の数を調整するものとします。ただし、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとします。

調整後株式数=調整前株式数×分割・併合の比率

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合または当社が完全子会社となる株式交換もしくは株式移転を行い新株予約権が承継される場合、当社は、合併比率等に応じ必要と認める株式数の調整を行うことができるものとします。

(2) 新株予約権の払込金額

金銭の払込みを要しないものとします。

(3) 発行する新株予約権の総数

30個とします。

ただし、上記個数は、割当予定数であり、引受けの申込がなされなかった場合等、割り当てる新株予約権の総数が減少したときは、割り当てる新株予約権の総数をもって発行する新株予約権の総数とします。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権1個当たりの行使に際して出資される財産の価額は、その行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とします。

行使価額は、割当日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（終値がない場合は、それに先立つ直近日の終値）と同額とします。

ただし、下記の各事由が生じたときは、下記の各計算式により調整された行使価額に新株予約権1個当たりの目的である株式の数を乗じた額とします。なお、調整後の行使価額は、1円未満の端数を切り上げるものとします。

①当社が株式分割または株式併合を行う場合

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

②当社が時価を下回る価額で募集株式の発行または自己株式の処分（株式の無償割当による株式の発行及び自己株式を交付する場合を含み、新株予約権（新株予約権付社債も含む。）の行使による場合及び当社の普通株式に転換できる証券の転換による場合を除く。）を行う場合

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{募集株式発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

ただし、算式中の既発行株式数は、上記の株式の発行の効力発生日前日における当社の発行済株式総数から、当該時点における当社の保有する自己株式の数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合、新規発行株式数を処分する自己株式の数、募集株式発行前の株価を自己株式処分前の株価にそれぞれ読み替えるものとします。

③当社が吸収合併存続会社となる吸収合併を行う場合、当社が吸収分割承継会社となる吸収分割を行う場合、または当社が完全親会社となる株式交換を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合、当社は必要と認める行使価額の調整を行います。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

2023年1月22日から2030年1月28日までとします。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金及び資本準備金に関する事項

①新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い計算される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとします。

②新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とします。

(7) 新株予約権の行使の条件

①新株予約権の割当時において当社または当社の子会社の役員もしくは従業員の地位にある者及び社外協力者である者（以下、「新株予約権者」という。）は、権利行使時においても、当社または当社子会社の役員もしくは従業員の地位及び社外協力者であることを要するものとします。

ただし、退任または退職に伴い当社とアドバイザー契約あるいはそれに類する契約を締結した場合及びその他取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りではありません。

②新株予約権者のうち当社または当社の子会社の役員もしくは従業員の地位にある者が死亡した場合は、新株予約権の相続を認めるものとします。

なお、新株予約権を相続した権利承継者が死亡した場合、その相続人は新株予約権を行使することができないものとします。

(8) 新株予約権の取得の条件

①当社が消滅会社となる合併契約書、当社が完全子会社となる株式交換契約書、または当社が分割会社となる会社分割についての分割計画書・分割契約書について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない会社分割の場合は取締役会決議）がなされたとき、並びに株式移転の議案につき株主総会の決議がなされたときは、当社は新株予約権の全部を無償にて取得することができます。

②新株予約権者が、(7) ①、②に定める規定に基づく新株予約権の行使の条件を満たさず、新株予約権を行使できなくなった場合もしくは権利承継者が死亡した場合は、当社はその新株予約権を無償にて取得することができます。

(9) 組織再編時の取扱い

組織再編に際して定める契約書または計画書等の条件に従って、以下に定める株式会社の新株予約権を交付する旨を定めた場合には、当該組織再編の比率に応じて、以下に定める株式会社の新株予約権を交付するものとします。

①合併（当社が消滅する場合に限る。）

合併後存続する株式会社または合併により設立する株式会社

②吸収分割

吸収分割をする株式会社がその事業に関して有する権利義務の全部または一部を承継する株式会社

③新設分割

新設分割により設立する株式会社

④株式交換

株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社

⑤株式移転

株式移転により設立する株式会社

(10) 新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡により取得するには、当社取締役会の承認を要するものとします。

(11) 新株予約権の行使により発生する端数の取扱い

新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとします。

(12) 新株予約権にかかる新株予約権証券に関する事項

当社は、新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しないものとします。

(13) 新株予約権の割当日

2021年1月22日とします。

3. 割当先の選定理由等

(1) 割当先の概要

割当予定先は、当社の従業員3名です。

割当予定先である当社の従業員においては、当社は市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切の関係を遮断するとともに、これら反社会的勢力に対しては、警察等の外部専門機関と緊密に連携し、全社を挙げて毅然とした態度で組織的に対応することを定め、私生活においても反社会的勢力に付け入られる行動がないことを求めています。また、反社会的勢力との一切の取引等の関わりの有無について聞き取り調査を行い、反社会勢力との一切の関係がないことを確認しております。

(2) 割当予定先を選定した理由

中長期的な当社の企業価値の増大を目指すにあたり、当社の事業活動の推進及び業績向上を図ることを目的として、当社の従業員に対して無償で新株予約権を発行するものであります。

当社の事業活動の進展において、中長期的な観点から、より一層の支援を賜うことを目的として、割当予定先を選定するものであります。

以上